第十九条の二　令和七年度に限り、法人事業税交付金の基準額は、第三十七条の四の二の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該額が負になる場合には、当該額は零とする。

［一　略］

二　前年度における令和七年改正前の省令第三十七条の四の二の額の過大算定額又は過少算定額前年度分過大過少額（イに定める額から口に定める額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額とする。

イ　次の算式によつて算定した額

算式

$A \times 0.75 + B$

算式の符号

A　第37条の４の２第２号算式の符号Aに同じ。

B　令和６年度減収補塡債のうち法人事業税交付金に係るものの額の100分の75に相当する額

ロ　令和七年改正前の省令第三十七条の四の二の額

三　令和七年改正前の省令附則第十九条の二第一項第二号の規定の適用を受けた市町村における同号により控除された額に二分の一を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除した額

四　令和七年改正前の省令附則第十九条の二第一項第三号の規定の適用を受けた市町村における同号により控除された額

２　令和七年度に限り、第五十条第一項第七号の四の二の規定の適用については、同号中「第三十七条の四の二」とあるのは、「附則第十九条の二第一項」とする。

（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法の特例）

第十九条の六　令和七年度に限り、第三十九条第二号中「〇・九七二」とあるのは、「川崎市にあつては〇・九六九、その他の指定都市にあつては〇・九七二」とする。

（「地域の元気創造事業費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四　［略］

［２～５　略］

６　前項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅰは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 $(0.1 \times A + 0.1 \times B + \underline{0.1} \times C + 0.2 \times D + 0.2 \times E + \underline{0.3}) \times \underline{0.585}$ 0.1×A、0.1×B、0.1×C、0.2×D及び0.2×Eに小数点以下３位未

第十九条の二　令和六年度に限り、法人事業税交付金の基準額は、第三十七条の四の二の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該額が負になる場合には、当該額は零とする。

［一　同上］

二　前年度における令和六年改正前の省令第三十七条の四の二の額の過大算定額又は過少算定額前年度分過大過少額（イに定める額から口に定める額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額とする。

イ　次の算式によつて算定した額

算式

$A \times 0.75 + B$

算式の符号

A　第37条の４の２第２号算式の符号Aに同じ。

B　令和５年度減収補塡債のうち法人事業税交付金に係るものの額の100分の75に相当する額

ロ　令和六年改正前の省令第三十七条の四の二の額

三　令和六年改正前の省令附則第十九条の二第一項第二号の規定の適用を受けた市町村における同号により控除された額に二分の一を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除した額

四　令和六年改正前の省令附則第十九条の二第一項第三号の規定の適用を受けた市町村における同号により控除された額

２　令和六年度に限り、第五十条第一項第七号の四の二の規定の適用については、同号中「第三十七条の四の二」とあるのは、「附則第十九条の二第一項」とする。

（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法の特例）

第十九条の六　令和六年度に限り、第三十九条第二号中「〇・九六八」とあるのは、「川崎市にあつては〇・九七〇、その他の指定都市にあつては〇・九六八」とする。

（「地域の元気創造事業費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四　［同上］

［２～５　同上］

６　前項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅰは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 $(0.1 \times A + 0.1 \times B + \underline{0.2} \times C + 0.2 \times D + 0.2 \times E + \underline{0.2}) \times \underline{0.591}$ 0.1×A、0.1×B、0.2×C、0.2×D及び0.2×Eに小数点以下３位未